

## 土谷津地区集落座談会 会議録

1. 会議名称 土谷津地区集落座談会
2. 開催日時 平成 28 年 2 月 24 日（水）午後 6 時 00 分から午後 7 時 30 分まで
3. 開催場所 土谷津集会所
4. 会議に出席した者の氏名

農業者	11 名
農業委員	2 名
農業委員会事務局	1 名
農政課	4 名

5. 協議区域の範囲 土谷津集落
6. 議題
  - (1) 人・農地プラン策定による事業の活用について
  - (2) 農地中間管理機構による協力金の活用について
  - (3) 多面的機能支払制度について
  - (4) ナラシ対策について
  - (5) その他
7. 協議結果を取りまとめた年月日 平成 28 年 2 月 25 日（木）
8. 会議の内容

農政課から、人・農地プラン策定事業として集落座談会開催の趣旨を説明した。

続いて、各地域の農業の現状（農業者の高齢化や耕作放棄地の増加等）を説明した。そして「人と農地の問題を解決する」ための国の諸施策について、以下の説明を行った。

- ・地域の農業や農地の問題をどのように解決していくのかを計画する「人・農地プラン」の説明を行った。さらに、担い手に農地を集約していくための施策として農地中間管理事業の説明を行った。
- ・集落で農地整備等を行い、交付を受ける多面的機能支払いについて説明を行った。
- ・米価下落対策としてナラシ対策の概要について説明を行った。

農政課が説明をした後の農業者との話し合いの内容は次のとおり。

農政課：話し合いを進めていく為に皆さんの農地を色分けしている農地利用図を作成したので活用してほしい。（農地利用図を見せる）

農業者：この集落の農地のほとんどは柏市にある。

農政課：他の集落でもあった話だが、行政界を跨ぐ場合はその市と連携しながらプランを作ることになる。

農業者：私の農地も誰かに貸したいのだが。

農政課：そういう要望があれば相談にのる。しかし、どの農地でも貸し出せるということではない。まずはその土地の借り手がいること。あとは貸し出せる農地も納税猶予地や未相続の農地であれば手続きが面倒になるので前もって確認しておく必要がある。

農業者：持っているのは柏市の農地だが。

農政課：柏市の農地であれば柏市の農業委員会や農政課で手続きを行ってもらえることになる。

農業者：土谷津地区はほとんど柏の農地なのでそこをうまく連携してほしい。

農政課：今日座談会を設けて説明しているのは、その利用図にある農地を今後どのように運用していくのかを話し合うための投げかけとしてである。まずはご自身の思いを語っていただきたい。

農業者：土谷津地区の5年後は自分で耕作するよりも担ってもらう人を決めていく方針になると思う。

農政課：土谷津地区で今後規模拡大していく意思がある農家はいるのか。

農業者：若い人はいるが、規模拡大までしていこうという意思はないと思う。

農業委員会事務局：どこの農家も借り手がいなければ、太陽光施設の設置などを勧められた場合、手を挙げるのが現状となってきている。

農政課：今日は来ていないが、布施、土谷津地区で新規に就農した農業法人がいる。その法人は、タイ野菜を主に栽培している。なかなか皆さんの前に顔を見せる機会が無いので次回こういう集落の集まりがあった場合には紹介したい。なので、布施、土谷津地区で畑を貸してもいいという方がいたらぜひご協力いただきたい。

農業者：その農業法人は布施ではどれくらい耕作しているのか。

農政課：近日中に周辺の農地を借り受けることになっている。今の布施の耕作地と合わせると5反ほどになる。また、布施では露地野菜をやっているが、主にハウス栽培をやっている。

農業者：柏の土地をその法人に貸すことはできるのか。

農政課：法律的には問題ないが、我孫子市農政課としては我孫子市の土地を活用してほしい思いはある。ただ、大手企業などが大規模な農地の借り手に名乗りを上げてきている経緯があり、そういった場合は市を跨ぐこともあるだろう。

農業者：先ほども多面的機能支払いの話があったが、この地区はゴミ拾いもやっている。ただ柏市と一緒にいる。その辺も行政の連携をとれないのか。

農業委員会事務局：布施、土谷津近辺は、元々一つの村が分裂した経緯がある。

農政課：多面的機能支払の行政界問題は他の集落でも話があった。県に行政界の跨るケースはあるのかと聞いてみたが、なかなか無いケースなので検討させてくれということであった。

農政課：とにかく、現状では行政界を跨ぐと手続きの場所は別になる。柏市の農地であれば柏市に連絡して農地の貸し借り等を行っていただくことになる。

農業者：柏市の農業者には若い人がいて、他の農地の草刈等の地域貢献をしてくれている。

農政課：先ほども多面的機能支払の話で地域で共同作業をやることで交付金を貰える話をした。数年前だが、古戸で遊休農地を共同で景観作物を栽培、潅漑などを行い交付金をもらっていた。しかし、協議会を立ち上げるなど事務処理が大変で今はもうやっていない。もし、そういう事務作業が得意という方がいれば交付金も活用していただきたい。

農政課：紹介したい事例がある。神奈川県平塚市では地域の意欲的な若手農家が集まり、法人を設立し耕作や事務作業を分担している。

農業者：そもそも事務をやっている人がいない。

農業者：この地域では10年後はまとめて農地を貸したいという人が多いと思う。

農業者：農家の収入では食べていけない。まずは農家が生活していける体制にしてほしい。

農業者：そのうち自然淘汰されていくだろう。

農政課：皆さんそのような話をされる。ただ、その意識では10年後は遊休地も増えて農業全体が荒廃していくと思われる。農地は農地としてしか使えない。農地が荒廃する前に農地をどうしていくのか、誰に預けていくのかななどを事前に話し合い、考えていく必要がある。

農業者：今はなかなかピンとこない。

農政課：1、2回ではなかなか話が進まないだろう。農地利用図などを使用しながら地域の集まりなどに話し合いの場を設けるなどしてほしい。

農政課：あとは、農家の子供が脱サラをして家業を継ごうか等考えている場合は農政課も支援する体制があるので相談してほしい。

農政課：平成28年度からは認定農業者、認定新規就農者に農地を貸し出すことで奨励金を交付する制度もできる。議会の承認を受ければお知らせするのでこちらも活用いただきたい。